

平成19年 2 月 7 日
原子力安全対策課
(1 8 - 8 7)
<11時資料配付>

美浜発電所 3 号機の営業運転再開について
(第 2 1 回定期検査)

このことについて、関西電力株式会社から下記のとおり連絡を受けた。

記

美浜発電所 3 号機（加圧水型軽水炉；定格電気出力82.6万kW）は、平成16年 8 月 14日から第 2 1 回定期検査を開始し、平成19年 1 月11日17時59分より定期検査の最終段階である調整運転に入っていたが、本日、経済産業省の最終検査を受けて営業運転を再開する予定である。

問い合わせ先(担当：小西) 内線2354・直通0776(20)0314
--

(参考) 美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故後の主な経緯

(平成 16 年)

- 8 月 9 日 ・ 事故発生
- 8 月 10 日 ・ 知事が美浜発電所を立入調査
- ・ 知事が小泉内閣総理大臣へ安全確保等について電話で要請
- ・ 現地を訪れた経済産業大臣、自民党政務調査会長に対し、知事が事故原因の徹底究明と再発防止対策、現行の安全基準等の問題点などの抜本的な見直しなどを要請
- ・ 原子力安全・保安院（以下、保安院）は「美浜発電所 3 号機 2 次系配管破損事故調査委員会」（以下、事故調査委員会）を設置
- 8 月 11 日 ・ 保安院は電気事業法に基づき、全事業者に対し、配管減肉事象に係る点検に関する調査報告徴収を指示
- 8 月 12 日 ・ 県は原子力安全専門委員会を設置
- 8 月 13 日 ・ 知事は関西電力に対し、すべてのプラントを計画停止して確認するよう要請
- ・ 関西電力は県の要請を受け入れ、運転中の発電所 8 基を 3 グループに分けて点検する方針を決定
- 8 月 18 日 ・ 関西電力が保安院に対し、報告徴収に対する報告書を提出
（肉厚管理未実施部位 4 カ所＋他プラントの測定結果から健全性が確認された部位 11 カ所）
- 8 月 27 日 ・ 県は国に安全規制や高経年化対策の強化などを要請
- 9 月 24 日 ・ 県は国に安全規制や高経年化対策の強化などを要請
- 9 月 27 日 ・ 事故調査委員会において調査結果の中間とりまとめを実施
- ・ 経済産業省は関西電力に対し、以下の対応を実施
 - ① 文書による厳重注意（再発防止策の年度末までの報告）
 - ② 電気事業法に基づく技術基準適合命令を発令
 - ③ 定期安全管理審査の再評価
- 10 月 22 日 ・ 県は国に、抜本的な安全管理システムの構築、高経年化対策の強化、原子力保安検査官や原子力地域安全広報官を統括する事務所の県内への設置など拠点立地地域での安全行政体制の確立などを要請
- 11 月 30 日 ・ 関西電力は原因究明のための現場調査、設備影響調査を終了
- 12 月 13 日 ・ 保安院に高経年化対策室を設置
- 12 月 16 日 ・ 保安院は高経年化対策検討委員会を設置
- 12 月 21 日 ・ 関西電力は定期検査の準備作業を開始
- 12 月 28 日 ・ 電気事業法施行規則の一部改正（検査対象設備、検査方法等の明確化）

(平成 17 年)

- 2 月 18 日 ・ 保安院は配管減肉管理に対する要求事項を定め、全事業者に指示
- 3 月 1 日 ・ 関西電力は、原子炉等規制法に基づく事故報告書と厳重注意文書に対する回答書を提出
- 3 月 3 日 ・ 事故調査委員会において関西電力報告書等を審議

- 3月10日 ・国は関西電力に対し「再発防止対策の具体化に際しての必要な要件について」を提示
- 3月14日 ・事故調査委員会において最終報告書案等を審議
- 3月25日 ・関西電力は国に「美浜発電所3号機事故再発防止に係る行動計画」を提出
- 3月30日 ・事故調査委員会において最終報告書のとりまとめを実施
- 6月1日 ・関西電力は「美浜発電所3号機事故 再発防止対策の実施計画」を公表
- 7月28日 ・原子力安全専門委員会において、関西電力が主復水管取替計画を説明
- 8月4日 ・関西電力は保安院に「美浜発電所3号機 配管取替等の技術基準適合確認の実施計画書」を提出
- 8月29日 ・原子力安全専門委員会は主復水管取替計画について現場確認を実施
・原子力安全専門委員会において、保安院が関西電力の計画の審査結果を説明
- 9月8日 ・県および美浜町は主復水管取替工事着手を了承
- 9月9日 ・関西電力は主復水配管取替工事を開始

9月9日～28日 配管取替え作業
 10月5日～6日 耐圧試験
 10月11日～19日 肉厚測定・評価
- 10月11, 12日 ・原子力安全専門委員会は、主復水管取替工事結果について現場確認を実施
- 10月19日 ・関西電力は配管取替えに伴う検査を完了
- 10月31日 ・関西電力は保安院に「美浜発電所3号機配管取替等の技術基準適合確認の実施報告書」を提出
- 11月10, 11日 ・保安院は美浜発電所3号機技術基準適合命令に対する立入検査を実施
- 11月14日 ・原子力安全専門委員会は美浜発電所において主復水管取替え後の検査結果等を確認
- 11月16日 ・保安院は美浜発電所3号機主復水管取替工事における不適切な刻印修正（以下、刻印問題という）について、関西電力と三菱重工業に対し厳重注意するとともに、原因究明の結果および再発防止対策の報告を指示
- 11月18日 ・保安院は立入検査の結果を公表するとともに、関西電力に対して配管肉厚測定結果の再評価等を指示
- 12月1日 ・関西電力は保安院に配管肉厚測定結果の再評価結果を報告
- 12月5日 ・保安院は関西電力の報告を受けて再度立入検査を実施
・保安院は美浜発電所3号機主復水配管について、電気事業法に基づく技術基準に適合していることを確認し、当該配管の使用停止命令を解除
- 12月7日 ・関西電力および三菱重工業は、刻印問題に対する原因究明の結果と再発防止対策をとりまとめ保安院に報告
- 12月14日 ・保安院は関西電力および三菱重工業の報告書を妥当と判断
- 12月16日 ・保安院は関西電力に対し、美浜発電所の溶接安全管理審査の評定結果（適合）を通知
- 12月19日 ・原子力安全専門委員会において、保安院が技術基準適合命令の確認結果について、関西電力および三菱重工業は刻印問題に対する再発防止対策について説明

(平成18年)

- 1月30日 ・ 関西電力は、「美浜発電所3号機高経年化技術評価等報告書」を経済産業省に提出
- 2月15日 ・ 関西電力は、再発防止対策の実施状況についての報告書を保安院、県および美浜町に提出
- 2月17日 ・ 原子力安全専門委員会において、関西電力は再発防止対策の実施状況を、保安院は特別な保安検査の結果を説明
- 2月20日 ・ 保安院は、関西電力に対して特別な保安検査（平成17年度第4四半期）を実施（～3月10日）
- 2月21日 ・ 三菱重工業は、刻印の不適切な取扱いに関する追加報告書を保安院に提出
- 2月27日 ・ 刻印の不適切な取扱いに関する再発防止対策が提出されたことを受け、保安院による関西電力および三菱重工業への立入調査（～3月1日）
- 3月7日 ・ 三菱重工業は、2次系配管破損事故の教訓を踏まえた改善活動の実施状況に関する報告書を保安院に提出
- 3月28日 ・ 事故調査委員会において、再発防止対策の実施状況を審議（第11回）
- 4月3日 ・ 関西電力は、美浜発電所3号機定期安全レビュー（第2回）をとりまとめ、公表
- 4月7日 ・ 原子力安全専門委員会において、保安院は事故再発防止対策の実施状況に対する評価を説明
- 4月12日 ・ 事故再発防止対策の実施状況確認のため、県および美浜町が発電所へ立入調査
- 4月18日 ・ 原子力保全改革検証委員会（第4回）
- 4月27日 ・ 事故再発防止対策の実施状況確認のため、県および美浜町が原子力事業本部へ立入調査
- 5月10日 ・ 関西電力株式会社は、安全協定に基づく運転再開協議について、県および美浜町に申し入れ
- 5月11日 ・ 原子力安全専門委員会において、県は安全協定に基づく立入調査の結果を説明
- 5月16日 ・ 美浜町議会全員協議会にて、運転再開を了承
- 5月26日 ・ 県および美浜町は、運転再開を了承
- 5月30日 ・ 保安院が、高経年化技術基準評価等報告書に関し、立入調査
- 7月20日 ・ 原子力安全専門委員会（第29回）
- 9月21日 ・ 試験的な運転のため、原子炉を起動
- 9月22日 ・ 臨界（試験的な運転）
- 9月26日 ・ 並列（試験的な運転）
- 10月3日 ・ 解列、原子炉停止（試験的な運転）
- 10月4日 ・ 停止後のプラント全体の点検（～19日）
- 10月16日 ・ 試験的な起動運転後の点検状況について確認するため、県および美浜町が美浜発電所へ立入調査

(平成19年)

- 1月10日 ・原子炉起動、臨界
- 1月11日 ・調整運転開始（並列）
- 1月16日 ・定格熱出力に到達
- 2月7日 ・営業運転再開（予定）